

「共同漁業権」と「漁村共同体」

漁村振興コンサルタント・全国漁業協同組合学校 漁業法講師 田中克哲

1 はじめに

筆者は、「漁業法」に関する仕事をする場合が多い。その主なものは、①全国漁業協同組合学校における「漁業法」の講師、これは昭和の時代から現在まで、毎年約半年間に亘って講義を行っている。②漁業法に関する出版物としての『最新漁業権読本』等の単行本の執筆や各種雑誌等への「漁業法関連」の投稿、③全漁連の密漁対策のテキスト作り等、④漁連、漁協等での漁業法関連の講演や相談等である。そのような活動をしている中で、筆者が近年、一番関心を持っているのが「漁村共同体」である。

内山節著「共同体の基礎理論」から
近代的な市民社会の行き詰まり感が強まる中で、前近代の象徴ではなく、未来への可能性として「共同体」が語られるようになってきた。

※「漁村共同体」と同じような意味で使われるのが、「実在的総合人」「入り会い集団」「ローカルコモンズ」であり、漁業法では、「関係地区」「地元地区」が漁村共同体の区域を意味しており、さらに「総会の部会」は、「漁村共同体の運営組織」として位置づけていくべきと筆者は考えている。

2 「共同漁業権」の真の管理主体は「漁村共同体」

何故、「漁村共同体」に関心を持っているかといえば、漁業法上、「共同漁業権」は「漁協又は漁連」にのみ免許されることとなっているが(漁業法第14条第8項)、その一方で「漁村共同体」を共同漁業権の「関係地区」として認定し(漁業法第11条)、以下の制度を適用することで、共同漁業権の真の管理主体は「漁村共同体」となるよう規定しているからである。

共同漁業権の管理主体である「漁村共同体」を保護する規定

①関係地区内に住む漁協非加入の漁民が共同漁業を営めるよう海区漁業調整委員会が指示する制度(員外者の保護：漁業法第14条第11項)

②関係地区内に住む漁民が共同漁業権の免許を受けそうな漁協と異なる漁協に所属している場合、免許を受けそうな漁協に共同申請を申し込むことができる規定(共同申請：漁業法第14条第3項)

③関係地区内に住む漁民が共同漁業権の免許を受けた漁協と異なる漁協に所属している場合、共同漁業権の免許を受けた漁協に対し、共有することを請求できる規定(共有請求：漁業法第14条第4項)

④合併した漁協等の場合、共同漁業権の運営について、関係地区に住む漁民の意見が尊重されるよう漁協の総会前に関係地区に住所を有する組合員(正准)に書面の同意をとらなければならないとする制度(書面同意制度：漁業法第8条第3項)

⑤合併した漁協等の場合、共同漁業権の運営について、合併漁協は運営に関与せず、漁村共同体である関係地区に住む漁民が運営できるように漁協の総会に替わり、関係地区(漁村共同体)ごとに設置された「総会の部会」が漁業権に関する事項の議決権を持つ制度(総会の部会制度：水産業協同組合法第51条の2)

さらに、漁業法第14条第8項では、共同漁業権の適格性を審査するに当たって、漁協に所属する組合員(正准)の世帯数で判断することとしている。これは、「協同組合原則」である「1人1議決権」の思想ではなく、入り会い集団としての「漁村共同体」の考え方であろう。このことから「漁業法」では、「漁協」に「共同漁業権」を免許しているのは形式的

であることがうかがえる。

3 「漁村共同体」の基本理念について考える

それでは共同漁業権の真の管理主体である「漁村共同体」の基本理念とはなにか。筆者は次のようなことを感じているが、これらについては、今後の研究課題である。

①**自立自助の精神**：「自らのふるさと自分たちで守る」といった精神が漁村共同体の基本にあるように思う。これは、現在のように何でも行政の責任にしてしまう風潮との対局である。東日本大震災など大規模災害時には行政機能もストップするため、共同体の自立自助の活動が非常に重要になったことは記憶に新しい。

②**自然信仰の精神**：「自然」を「神」として尊い、大切にするという基本理念が漁村共同体にはあるように思う。漁村の中心には神社があり、「水神祭」などが年中行事として行われている。そこには、自然と人間は過去と現在、そして未来に亘って「共存」という考えが基本にあり、自分たちの必要とする以上には獲らない。「生きていくため」にやむなく「いただく」という考えが、漁村共同体による「漁業資源の管理」の根底に流れている。これは、人間は自然の上位にあり、人間の英知によって合理的に自然を管理するといった「人間至上主義」と対局をなすものである。

③**持続的社会の精神**：これは②の自然信仰の精神とも一致するとともに、共同体の基本単位である「世帯」＝「家」を大切にし、将来に亘ってこれ守っていくという精神が漁村共同体の基本にあるように思う。

これは水質汚濁や大気汚染等の公害、地球温暖化、オゾンホール、生物多様性の破壊等様々の問題を生み出す「右肩上がり」を基本とした「経済合理至上主義社会」と対局をなすものであろう。

④**相互扶助の精神**：助け合いの精神、「絆」が基本であり、それを支えるものとして、②で述べた「自然信仰」の神社を中心とする「祭り」などの年中行事があり、また、各種の共同作業がある。

さらに「お裾分け」や「お返し」の慣習も相互扶助を実現するシステムとして共同体に根付いている。これは、経済合理を追求した市場原理に基づく「競争社会」と対局をなすものであろう。

⑤**分かち合いの精神**：利益の平等化(結果の平等)を基本とする。漁場利用の「くじ引き」、「輪番制」などはこの思想に基づくものである。これは、資本主義社会の基本とする「機会の平等(貧富の差を生み出す)」と対局をなすものであろう。

⑥**利他の精神**：共同体の人々の考え方の基本は、「共同体のみんなが幸せになること」であり、「独り占め」は許されない。したがってこれを実現するためには「他人を思いやること」が必要不可欠である。これは③で述べたように共同体の基本単位が「個人」ではなく「世帯」であることにも深く関係しているように思われる。

そしてこれは、個人主義社会の「利己主義」と対局をなすものであり、「沿岸漁業者は大勢いるのに漁獲量は少ない。非効率である。もっと少ない人数でやればもっと効率的になり儲かる(このような考えには、それによって排除される多数の人々の生活をどうするかという意識が欠けているように思う)」というような経済合理のみを目指した考えに対し、「少ない資源を分け合って、共同体のみんなが生活できるようにする」というのが共同体の精神であるように思う。

⑦**恥の精神**：自分だけ得をする「抜けがけ」は「恥ずかしい」と感じる精神がある。これも、「利己主義」と対局をなすものであろう。

(たなか かつのり)